

5月31日 下院外交防衛委員会 経済セミナー 「移転価格税制」スピーチ原稿

ブラジル日本商工会議所

移転価格税制委員長 岩村哲夫

日頃はブラジルにおける日本進出企業の活動に対し、沢山の便宜とサポートを賜り、誠にありがとうございます。

業績にバラツキはあるものの、進出企業一同、今後のブラジルの経済発展を信じてその一翼を担うべく、全力で前向きに企業活動に励んでおります。

さて本日は、この下院外交・防衛委員会におきまして、議員の皆様にはブラジル進出日系企業が日頃の企業活動の中で感じているブラジル移転価格税制に関する困り事をご説明させていただくことで、今後安心して投資の拡大を含め活発な活動ができる様に、ご理解を賜り、改善のためのお力添えを頂ければと思います、日本商工会議所の副会頭としてご説明差し上げる次第です。

さて、そもそも移転価格とは、ご存知の様に、二国間にまたがる関連会社間の物の売買の際、売主・買主間での利益の正当な配分を実現させるものであり、両当事国間での二重課税が発生する余地を極力少なくするための法でなければなりません。そのために現在、日伯両国には租税条約・二重課税防止条約が締結されております。

この条約により、両国政府の当事者の方々が二重課税防止のために必要な法整備をそれぞれ行って頂くことで、両国にまたがる企業活動を行っている私企業が安心して企業活動を行えることになり、しいては日伯両国の経済発展に十二分に貢献できるようになるものと思います。

よって、本来であれば、私企業である私供がこの様な席でこの問題をお話するのではなく、当事者はあくまでも課税権を持った両国政府の方々であるべきと考えます。

しかしながら、原則論ばかりを述べていても何も解決しないわけで、この機会に是非再度、この困り事につきご説明を行い、伯側のご対応をお願いしたいと思います。

さて、今年初めに JETRO が在中南米進出日系企業を対象に実施したアンケート調査によると、「現在直面している経営上の問題点」という問いに対し、ブラジル進出日系企業のなかでは「税制問題」を選択した企業の割合が最も高い結果となりました。

ブラジルで同アンケートへの回答した企業 63 社の内、63.5%にあたる 40 社が「税制問題」を経営上の問題点として取り上げています。他国で「税制問題」を指摘した企業の割合をみると、メキシコが 30.5%、ベネズエラが 38.5%、チリが 23.1%、アルゼンチンが 31.3%ですので、他国と比較してブラジルの税制問題が進出企業にとって如何に大きな問題となっているかがわかります。

サンパウロの日本商工会議所では昨年、この問題に対処するため「移転価格税制検討委員会」を発足させました。同委員会で同税制について分析したところ、会員企業は特に以下の点について困り事を抱えていることが判りました。

すなはち、ブラジルの移転価格税法は、

* OECD のガイドラインに沿わない独自の税制であり、当該取引社間での所得に対し、二重課税が発生する可能性がある。

* 業種・製品による特殊性に配慮した税制になっていない。

との2点であります。

このため、実際に二重課税を課せられているケースを含め、対応のために莫大な資料の準備等が求められ、大変な負荷となっております。

より具体的に述べてみますと、日本商工会議所会員企業としては、細かくなりますが以下の4点を適用していただければ、と思います。

1. 業界毎に異なる利益マージン比率(%)の適用をお願いしたいと思います。

現法制は、各業種別の利益特性を考慮せず、一律に利益率が固定されています。例えば再販価格法によると、製品の再販では一律 20%、加工を伴う原材料輸入の場合は一律 60%となっているマージンを、業種毎の特性を考慮した適正值にして頂きたいと思います。

2. 製品または部品一点毎の税率計算から、製品群・グループ毎での計算への変更をお願いしたいと思います。

部品一点一点の計算で、それぞれが現税制を満足する証明は量的に現実困難であるし、また、部品個々には満足するものしないものがあります。

しかし、法の本来の目的からすると全体として満足すれば良いわけで、もっと大ぐりにグループ単位、製品群で判断をしていただければと思います。

又、こうする事により莫大な作業を軽減できると思います。

3. 為替相場の大幅な変動によるコスト変化影響を緩和できる、柔軟性のある法整備があればと思います。

前提にした為替と輸出入の際の条件為替に大きな差が出る場合があります。

ちなみに輸出については昨年末、皆様のご理解をいただき、特例が認められました。

4. APA(事前承認制度)を設置していただきたい。

APA制度とは、納税局と納税者間における移転価格についての事前合意書であり、多くの国がこれを採用し認めています。

ブラジルは同制度を認めていないため、投資者は、事業を開始後、例えば5年又は10年後にブラジル移転価格法による法人所得税追加請求等が発生する大きなリスクを負っています。

APA 制度導入により、税法の解釈・適用の相談のみならず、相手国との調整確認が事前に行われるようにして頂けると、二重課税リスクが大幅に回避できるなど、税務上の投資環境が整備され、安心して当国への投資が出来るようになります。

以上の具体的な4点につき、是非前向きにご検討頂ければ、幸甚に思います。

尚、直接どれほど関連するかは具体的に証明できませんが、移転価格税法が投資促進に影響を与えている事は否定できないと思います。

もちろん、投資誘引は移転価格税法によってのみ行われるわけではありませんが、税制改善により投資誘引が活発化する可能性は、私達の移転価格税制検討委員会の活動の中で、多くの企業から寄せられた意見でした。

また、この困り事は、日本商工会議所のみならず、他の地域及び他国の商工会議所や企業団体でも課題視されております。

以上、私供の移転価格税制に関する困り事を述べさせて頂きましたが、私供日本進出企業といたしましては今後も益々のブラジルでの投資拡大、経済への貢献を目指して全力で努力してまいりますので、皆様におかれましては今後とも是非引き続きご指導頂けますことを宜しくお願い申し上げますと共に、本日述べさせていただいた移転価格税法の困り事を是非ご理解頂いた上で解決のためのご足労をとっていただければ、と思います。

大変ありがとうございました。

(了)